

9

第 13 回総会議事録

(令和 6 年 7 月 25 日開催)

横浜市南西部農業委員会

| 横浜市南西部農業委員会 第13回総会 議事録 | |
|------------------------|---|
| 日 時 | 令和6年7月25日（木曜日）14時00分～16時00分 |
| 開催場所 | 戸塚区役所 8階大会議室A B |
| 出席者 の状況 | 総農業委員数 12名 出席農業委員数 12名 (農業委員 12名・農地利用最適化推進委員 11名) 欠席農業委員数 0名（別添出欠状況表のとおり） |
| 開催形態 | 公開（傍聴者 0名） |
| | 第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について 第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について 第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 第6号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について 第7号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について 第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 第9号議案 横浜農業振興整備計画の農用地利用計画変更の意見照会について |
| 2 報告事項 | <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 特定農地貸付けの変更について</p> <p>第6号 農地の転用事実に関する照会の回答について</p> <p>第7号 農業経営改善計画の認定について</p> |

| | |
|------|--|
| | 3 その他 |
| 審議結果 | <p>第 1 号議案</p> <p>2 号 許可</p> <p>3 号 許可</p> <p>4 号 許可</p> <p>第 2 号議案</p> <p>5 号 許可相当</p> <p>6 号 許可相当</p> <p>第 3 号議案</p> <p>6 号 許可相当</p> <p>7 号 許可相当</p> <p>8 号 許可相当</p> <p>第 4 号議案</p> <p>5 号 承認</p> <p>6 号 承認</p> <p>7 号 承認</p> <p>第 5 号議案</p> <p>2 号 承認</p> <p>3 号 承認</p> <p>第 6 号議案</p> <p>29 号 承認</p> <p>30 号 承認</p> <p>31 号 承認</p> <p>32 号 承認</p> <p>33 号 承認</p> <p>34 号 承認</p> <p>35 号 承認</p> <p>第 7 号議案</p> <p>戸塚 15-23 承認</p> <p>第 8 号議案</p> <p>3 号 承認</p> <p>第 9 号議案</p> <p>承認</p> |
| 議 事 | |
| | (開会 14 時 00 分) |

| | |
|--------|--|
| 事務局 | 農業委員会会議規則により矢島会長が議長になる。 出席委員数報告。 |
| 議長 | 第 13 回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は 12 名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第 13 回総会を開会いたします。議事録署名人は、廣瀬委員と田中委員にお願いします。 |
| 議長 | それでは議題に入らせていただきます。第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対する処分について」を審議します。事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | <第 1 号議案第 2 号を朗読> |
| 森委員 | 中田中央公園から北へ約 300m の農用地 6 筆及び北へ約 500m の農用地 1 筆です。譲受人の世帯員が利用権で借り受け露地野菜を栽培しています。そのまま耕作していた土地を、売買により取得するものです。 |
| 議長 | 御質問はありませんか。なければ採決を行います。 |
| 委員 | 第 1 号議案第 2 号について、許可とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。 |
| 議長 | (総員举手) |
| 議長 | 総員举手と認め、第 1 号議案第 2 号については、許可と決定します。 |
| 議長 | 次に、第 1 号議案第 3 号を審議します。事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | <第 1 号議案第 3 号を朗読> |
| 森委員 | 中田中央公園から北へ約 500m の農用地 1 筆です。譲受人の農業用施設が隣地に一部越境していたため、今回取得するものです。 |
| 議長 | 御質問はありませんか。なければ採決を行います。 |
| 委員 | 第 1 号議案第 3 号について、許可とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。 |
| 議長 | (総員举手) |
| 議長 | 総員举手と認め、第 1 号議案第 3 号については、許可と決定します。 |
| 議長 | 次に、第 1 号議案第 4 号を審議します。事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | <第 1 号議案第 4 号を朗読> |
| 矢島委員 | 議案の詳細については、角田推進委員から説明します。 |
| 角田推進委員 | 東俣野小学校から北西へ約 650m の農用地 2 筆です。譲受人が農地所有適格法人として新規参入し取得するものです。キャッサバを栽培予定です。 |
| 議長 | 御質問はありませんか。なければ採決を行います。 |
| 議長 | 第 1 号議案第 4 号について、許可とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。 |

| | |
|---|--|
| 委員 | (総員挙手) |
| 議長 | 総員挙手と認め、第1号議案第4号については、許可と決定します。 |
| 議長 | 次に、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。 |
| 事務局 金子委員 相澤推進委員 | 第5号につきましては、第4号議案第7号「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」と関連案件ですので、第4号議案第7号から先に審議いたします。事務局から説明をお願いします。 |
| 議長 | <第4号議案第7号を朗読> 議案の詳細については、相澤推進委員から説明します。 阿久和大久保原公園から西へ約250mの調整白地1筆です。少なくとも平成26年以前から10年間資材置場として利用していました。 御質問はありませんか。なければ採決を行います。 |
| 委員 議長 議長 事務局 金子委員 相澤推進委員 | 第4号議案第7号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。 |
| 議長 | (総員挙手) 総員挙手と認め、第4号議案第7号については、承認と決定します。 |
| 議長 | 次に、第2号議案第5号を審議します。事務局から説明をお願いします。 |
| 議長 | <第2号議案第5号を朗読> 議案の詳細については、相澤推進委員から説明します。 阿久和大久保原公園から南東へ約250mの調整白地1筆です。申請者が駐車場を整備し、賃借するものです。 申請地、北側は畠、西側は宅地と道路、南側は道路、東側は道路です。 砂塵流出防止のため北側、東側、南側、西側に一部囲いを設置、西側は一部既存のブロックを使用、南側は一部出入口のため施工なしです。場内には碎石敷の上、転圧、雨水等は場内で自然浸透、排水は勾配を申請地中心に向け施工するため、道路へ雨水の流出はしないということです。日照、排水、隣接地への影響については隣接地権者に承諾済みです。 |
| 議長 | 御質問はありませんか。なければ採決を行います。 |
| 議長 | 第2号議案第5号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。 |
| 委員 議長 | (総員挙手) 総員挙手と認め、第2号議案第5号については、許可相当と決定します。 |
| 議長 事務局 矢島委員 角田推進委員 | 次に、第2号議案第6号を審議します。事務局から説明をお願いします。 |
| 議長 | <第2号議案第6号を朗読> 議案の詳細については、角田推進委員から説明します。 深谷中学校から南西に約150mの調整白地4筆です。申請者が車両展示場に整備し、賃貸するものです。 |

販売業者は現在2か所で営業しておりますが、1か所が貸主から解約されるため、これを機に1か所に集約し展示コスト削減、集客力の向上を図りたいとのことです。北側以外の外周はコンクリートブロック2段から3段設置、北側の道路に接続するスロープはアスファルト舗装、場内は碎石舗装。雨水は申請地の南側に水勾配をつけてU字溝を経由し雨水貯留浸透施設に接続し、自然浸透と合わせて処理し、オーバーフロー部分は申請地東側にある横浜市の水路に排出します。申請地右側に一部農地がありますが影響はないと思われます。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第2号議案第6号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員

(総員举手)

議長

総員举手と認め、第2号議案第6号については、許可相当と決定します

議長

次に、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第3号議案第6号を朗読>

先月総会保留となった案件となります。

議案の詳細については、角田推進委員から説明します。

矢島委員
角田推進委員

東俣野小学校から南西へ約100mの農振白地1筆です。譲受人が賃借し、駐車場に整備するものです。

幼稚園の保護者が園児を送迎する際の駐車場及び職員駐車場として利用したいとのことです

現在幼稚園の裏に駐車場を借りていますが、土地の高低差があり大きく迂回する必要がありますが園から駐車場までの道路が狭いこと、街灯がないなど危険性をはらんでおり、代わりの駐車場を探していました。申請地の東側は墓地、西、北側は畠、南側は道路となっています。外周には単管2段柵及びハゼ板を設置し、駐車場部分は防草シートと碎石敷き、駐輪場部分は転圧し土のまま利用するということです。雨水は申請地の内側に水勾配をつけて自然浸透させます。周囲の農地には影響はありません。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第6号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員

(総員举手)

議長

総員举手と認め、第3号議案第6号については、許可相当と決定します。

議長
事務局
鈴木宏委員

次に、第3号議案第7号を審議します。事務局から説明をお願いします。

<第3号議案第7号を朗読>

深谷小学校から南に約450mの農振白地1筆です。譲受人が購入し、駐

車場に整備するものです。現在上飯田町に駐車場を借りておりますが立ち退きをする必要があり駐車場を探していました。申請地の南側東側は道路、西側は市有地、北側は畑、周りは3mの鉄板で施工します。雨水は場内で自然浸透としU字溝に向けて排水します。周辺農地には影響はないと思われます。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第7号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第3号議案第7号については、許可相当と決定します。

事務局

次に、第3号議案第8号を審議します。事務局から説明をお願いします。

<第3号議案第8号を朗読>

鈴木宏委員

小雀公園から東へ約100mの調整白地2筆です。譲受人が賃借し、資材置場に整備するものです。

現在借りている場所が売却されるため、資材置場を探していました。北側は山林、東側は畑、南側はグループホームの通路、西側は宅地となっています。雨水は水勾配をつけ隣接に水が流れ出ないように施工し自然浸透で処理します。周囲の農地には影響ないと思われます。

議長

御質問はありませんか。

委員

住宅地の中を通って資材置場にいくということで周辺の住民に同意は得られていると取ってよいでしょうか

事務局

住民の同意は得られていると聞いています。

議長

ほかに御質問がなければ採決を行います。

第3号議案第8号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第3号議案第8号については、許可相当と決定します。

議長

次に、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

<第4号議案第5号を朗読>

事務局

議案の詳細については、相澤推進委員から説明します。

金子委員

阿久和大久保原公園から北へ約50mの調整白地1筆です。少なくとも平成25年以前から山林状態でした。傾斜地であり畑としては手つかずでした。一部資材置場となっており畑に戻すのは困難です。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

相澤推進委員

第4号議案第5号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員

(総員挙手)

| | |
|-------------------------------------|---|
| 議長 | 総員挙手と認め、第4号議案第5号については、承認と決定します。 |
| 議長 事務局 鈴木宏委員 | <p>次に、第4号議案第6号を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第4号議案第6号を朗読></p> <p>深谷中学校から北東に約350mの農振白地1筆です。少なくとも平成8年以前から介護事業所の入口として使用しています。畑に戻すのは困難です。</p> |
| 議長 委員 | <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第4号議案第6号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p> <p>(総員挙手)</p> |
| 議長 事務局 根本委員 | <p>総員挙手と認め、第4号議案第6号については、承認と決定します。</p> <p>次に、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第5号議案第2号を朗読></p> <p>日野インターチェンジから東に約300mの生産緑地2筆です。サトイモ、ピーマン等の露地野菜を主に栽培しており肥培管理良好です。</p> |
| 議長 委員 議長 | <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第5号議案第2号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p> <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第5号議案第2号については、承認と決定します。</p> |
| 【第5号議案第3号について、関係委員のため角田委員退出】 | |
| 議長 事務局 矢島委員 | <p>次に、第5号議案第3号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第5号議案第3号を朗読></p> <p>第二公園から北に約60m及び西に約270mの生産緑地24筆です。サトイモ、キュウリ等の露地野菜を主に栽培しており肥培管理良好です。</p> |
| 議長 根本委員 事務局 | <p>御質問はありませんか。</p> <p>相続はお孫さんにとのことですが、事務局に聞きたいのですが、そのお孫さんが農業に従事するということで適格者であるということでしょうか。適格者になるのに制限はあるのでしょうか。</p> <p>あくまで相続人であることが大前提、どなたが相続なさるかは農地の場合適切な相続であればそれを届出という形でお受けするようになります。</p> <p>相続人についての資格が農業者の資格と必ずしも一致しない。親世代が農業をやっていて子供世代が農業をやっていなくても農地法の中では相続については許可不要の案件となっています。</p> <p>今回申請者においては、実際家族という形態の中で農業をやっていて、お孫さんにと一世代飛ばして相続が行われている状況です。</p> |

| | |
|--------|--|
| 根本委員 | 例えば未成年でも相続人となった場合は農業をしていなくても相続人に指定されていれば学生でも適格者として許可が下りるということでしょうか。 |
| 事務局 | 農業従事者でないと納税猶予を受けられないのではないかとのご質問と思いますが、農地をご自身で管理しながら、どなたかに貸す制度がありまして、その場合も納税猶予が受けられる形になります。あくまで相続された方が農地管理者として農地を管理し、どなたかに使わせているというのが最低限の条件となります。 |
| 議長 | ほかに御質問はありませんか。なければ採決を行います。 |
| 委員 | 第5号議案第3号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。 |
| 議長 | (総員挙手) |
| | 総員挙手と認め、第5号議案第3号については、承認と決定します。 |
| | 【角田委員 入室】 |
| 議長 | 次に、第6号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を審議します。 |
| 事務局 | 第29号、第30号、第31号を一括審議します。 |
| 田中委員 | 事務局から説明をお願いします。 |
| 大山推進委員 | <第6号議案第29号、第30号、第31号を朗読> 議案の詳細については、大山推進委員から説明します。 |
| 田中勝則委員 | 第29号につきまして、不動坂交差点から東へ約450mの生産緑地4筆です。露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。 |
| 清水推進委員 | 議案の詳細については、清水推進委員から説明します。 |
| 根本委員 | 第30号につきまして、市営地下鉄ブルーライン立場駅から南へ約650mの生産緑地1筆です。野菜苗や花苗を栽培しており肥培管理良好です。 |
| 鈴木勇次 | 議案の詳細については、鈴木勇次推進委員から説明します。 |
| 推進委員 | 第31号につきまして、釜利谷高校から南東へ約400mの生産緑地1筆です。ペチュニア、バーベナなど花卉のほか、果樹苗、植木などを栽培しており肥培管理は概ね良好です。 |
| 議長 | 御質問はありませんか。なければ採決を行います。 |
| 委員 | 第6号議案第29号、第30号、第31号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。 |
| 議長 | (総員挙手) |
| | 総員挙手と認め、第6号議案第29号、第30号、第31号については、承認と決定します。 |
| 議長 | 次に、第6号議案第32号、第33号、第34号、第35号を審議します。 事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | <第6号議案第32号、第33号、第34号、第35号を朗読> |

| | |
|--------|--|
| | 第 34 号につきまして、今回は保留とし次回以降、御審議をお願いします。 |
| 矢島委員 | 議案の詳細については、角田推進委員から説明します。 |
| 角田推進委員 | 第 32 号について、大正中学校から南西へ約 750m の農用地 7 筆です。シクラメン、パンジーなど花卉を栽培しており肥培管理は概ね良好です。 |
| 石井勝則委員 | 議案の詳細については、清水推進委員から説明します。 |
| 清水推進委員 | 第 33 号について市営地下鉄ブルーライン立場駅から南へ約 800m の生産緑地 1 筆です。露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。 |
| 矢島委員 | 議案の詳細については、角田推進委員から説明します。 |
| 角田推進委員 | 第 35 号について、横浜薬科大学から南西に約 500m の農振白地 4 筆 1 団地です。主に露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。 |
| 議長 | 御質問はありませんか。なければ採決を行います。 |
| 委員 | 第 6 号議案第 32 号、第 33 号、第 35 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。 |
| 議長 | (総員挙手) |
| 議長 | 総員挙手と認め、第 6 号議案第 32 号、第 33 号、第 35 号については、承認と決定します。 |
| 議長 | 次に、第 7 号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | <戸塚 15-23 を朗読> |
| 森委員 | 議案の詳細については、門倉推進委員から説明します。 |
| 門倉推進委員 | 新橋小学校から北東に約 520m の調整白地 16 筆、南西に約 200m の調整白地 4 筆です。米と露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。 |
| 議長 | 御質問はありませんか。なければ採決を行います。 |
| 委員 | 第 7 号議案戸塚 15-23 について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。 |
| 議長 | (総員挙手) |
| 議長 | 総員挙手と認め、第 7 号議案戸塚 15-23 については、承認と決定します。 |
| 議長 | 次に、第 8 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | <第 8 号議案第 3 号を朗読> |
| 議長 | 今日は保留とさせていただき次回以降、御審議をお願いいたします。 |
| 議長 | 事務局からの説明のとおり保留といたします。 |
| 議長 | 次に、第 9 号議案「横浜農業振興整備計画の農用地利用計画変更の意見照会について」を審議します。農政推進担当から説明をお願いします。 |
| 農政推進担当 | <第 9 号議案 No. 773、774、775、776、777、782、784 の変更について説明> |

| | |
|------|--|
| 議長 | 御質問はありませんか。 |
| 奥村委員 | 今日は計画を最終決定する場ということですね。 |
| 事務局 | 今回意見照会となります。 |
| 議長 | ほかに御質問ありますか。なければ採決を行います。 |
| | 第9号議案 No.773、774、775、776、777、782、784の変更について承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (総員挙手) |
| 議長 | 総員挙手と認め、第9号議案No.773、774、775、776、777、782、784の変更については、承認と決定します。 |
| 議長 | 次に、議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | <報告事項第1号から第7号まで一括で報告> |
| 議長 | 報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。 |
| | 御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡をお願いします。 |
| 議長 | 以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問はありますでしょうか。 |
| | 御意見がないようでしたら、これをもちまして第13回総会を閉会いたします。 |
| | (閉会 16時00分) |

令和6年7月25日開催 第13回総会出席状況

【農業委員】

| 番号 | 氏名 | 役職名 | 出欠状況 | 備考 |
|----|-------|---------|------|--------|
| 1 | 矢島 寛 | 会長 | 出席 | 議長 |
| 2 | 森 雅則 | 会長職務代理者 | 出席 | |
| 3 | 田中 豊 | | 出席 | 議事録署名人 |
| 4 | 石井 勝 | | 出席 | |
| 5 | 金子 秀喜 | 連合会理事 | 出席 | |
| 6 | 石井 勝則 | | 出席 | |
| 7 | 奥村 玄 | | 出席 | |
| 8 | 石井 豊 | | 出席 | |
| 9 | 根本 和正 | 連合会理事 | 出席 | |
| 10 | 宮森 和之 | | 出席 | |
| 11 | 鈴木 宏 | 連合会理事 | 出席 | |
| 12 | 廣瀬 豊 | | 出席 | 議事録署名人 |

【農地利用最適化推進委員】

| 番号 | 氏名 | 役職名 | 出欠状況 | 備考 |
|----|-------|-------|------|----|
| 1 | 小宮藤 正 | | 欠席 | |
| 2 | 清水昭男 | 連合会理事 | 出席 | |
| 3 | 大山明裕 | | 出席 | |
| 4 | 門倉和美 | | 出席 | |
| 5 | 田邊実 | | 出席 | |
| 6 | 角田雅久 | | 出席 | |
| 7 | 和田新治 | | 出席 | |
| 8 | 鈴木勇次 | 連合会理事 | 出席 | |
| 9 | 宮川正 | | 出席 | |
| 10 | 相澤藤雄 | | 出席 | |
| 11 | 小川正寿 | | 出席 | |

会議に出席した関係者の氏名 澤田所長、小高係長、吉田技術職員、栗林事務職員、
 幡野事務職員、鈴木事務職員、山根事務職員
 農政推進担当